

仕様書

1 委託業務名

展示商談会等での効果的な営業戦略支援業務

2 目的

本県の農山漁村のもつ魅力を踏まえた6次産業化及び農商工連携商品並びに農林水産物の取引の機会を創出するとともに、さらなる商品開発や付加価値の創造につなげるため、商談技術向上等に係る研修の実施や、展示商談会の出展者への現地指導等の営業戦略支援を実施する。

3 委託期間

契約締結から令和7年3月19日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 現地指導の実施

- ア 現地指導は令和7年2月12日（水）から14日（金）に開催される「スーパーマーケット・トレードショー2025」（以下、「SMTS」という。）において協議会が出展するブース内の事業者のうち希望者に指導を実施すること。なお、希望確認については協議会で行い、決定次第通知する。
- イ 現地指導は事前準備日及び会期の全日程又はいずれかの日で行うこととし、事前準備日は必ず指導日程に含めること。

【SMTS スケジュール】

日程	内容	会期時間	現地指導の実施
2月11日(火)	事前準備日	—	必須
12日(水)	会期1日目	10:00~17:00	全日程又はいずれかの日程
13日(木)	会期2日目	10:00~17:00	
14日(金)	会期3日目（最終日）	10:00~16:00	

【現地指導の内容（参考例）】

- 商談ブースの商品展示方法、バイヤーとの商談立ち会い、商品情報の伝え方 等
- ウ 指導内容は、とりまとめて報告すること。

(2) 研修の実施

- ア 研修はSMTSの開催前に1回以上（以下「事前研修」という。）、開催後に1回以上（以下、「事後研修」という。）実施するものとし、セミナーの名称でも実施を可とする。
- イ 対象は現地指導の受講者のほか、6次産業化に取り組む事業者及び取り組む意欲のある事業者も含め、幅広く設定すること。
- ウ 事前研修は、商談時のポイントや成約に向けた実践的スキル等を学ぶ内容とすること。
- エ 事後研修は、成約に繋げる商談後の対応等を学ぶ内容とすること。

【研修のテーマ（参考例）】

項目	テーマ
事前研修	流通や市場の理解、商談の仕方などの基本的な知識
	販路開拓のターゲティング、目標の明確化、ブランディング方法
	商品との優位性の説明、発信力の強化、商談方法
事後研修	商談後のバイヤーへの対応
	取引継続のための注意点

- オ 研修は、集合研修のほか、必要に応じて事業者に対する個別相談の機会を設け、指導内容はとりまとめて報告すること。
- カ 研修に用いる資料等を作成すること。
- キ 会場は徳島県内とし、会場費については受託者で負担すること。なお、事後研修においては、オンラインによる開催も可能とする。

(3) その他

- ア 個人情報取扱い、費用の支払事務等を適切に行うこと。
- イ 関係機関、事業者への周知・募集は、協議会から実施する。
- ウ 事業実施効果の検証のため、アンケート調査等を実施し、結果を取りまとめること。
- エ その他、必要な事項については協議の上、決定する。

5 対象経費

(1) 対象経費

- ア 事業実施に必要な人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
- イ その他事業を実施するために必要と認められる経費

(2) 対象外経費

- ア 現地指導及び研修参加者の居住地から会場までの間の旅費（交通費、宿泊費等）
- イ その他本業務を実施する上で必要と認められない経費及び本業務に要した経費であることを証明できない経費

6 成果物

本業務の成果物として、業務の実施結果等について記載した委託業務完了報告書を作成し、協議会事務局（徳島県農林水産部とくしまブランド推進課内）へ提出すること。

なお、報告書には、研修等の開催の様子が分かるよう、適宜写真等を掲載すること。

7 留意事項

- (1) 受注者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。なお、変更が必要な場合は事前に発注者の承認を得ること。
- (2) 受注者は、業務遂行に当たり、事業の実施体制を整備するとともに、その内容、費用、スケジュール等について適宜発注者に協議し、調整する。また、事業の進捗状況については、定期的に発注者に報告を行う。
- (3) 受注者が業務を進める上で必要となる資料等は、受注者の求めに応じ、発注者が提供の可否を判断した上で提供する。
- (4) 発注者から受注者へ業務進捗状況その他についての報告を求めた場合には、受注者は遅滞なく発注者へ必要な資料を提出する。

8 その他

本仕様書に記載されていない事項について、又は本仕様書の変更を必要とする場合には受託者と協議の上、これに対応するものとする。